

議案第 2 2 号

鯖江市職員の退職手当に関する条例および地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

鯖江市職員の退職手当に関する条例および地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、鯖江市の職員の退職手当算定について、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

鯖江市職員の退職手当に関する条例および地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(鯖江市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市職員の退職手当に関する条例(昭和31年鯖江市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年鯖江市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第15条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江市職員の退職手当に関する条例第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(鯖江市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。)であってこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。